

令和7年6月12日招集

陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	令和6年度陸前高田市一般会計繰越明許費繰越計算書
報 告 第 2 号	令和6年度陸前高田市一般会計事故繰越し繰越計算書
報 告 第 3 号	令和6年度陸前高田市水道事業会計予算繰越計算書
報 告 第 4 号	令和6年度陸前高田市下水道事業会計予算繰越計算書
議 案 第 1 号	令和6年度陸前高田市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
議 案 第 2 号	陸前高田市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議 案 第 3 号	陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議 案 第 4 号	財産の取得について
議 案 第 5 号	陸前高田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
議 案 第 6 号	陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 7 号	陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例
議 案 第 8 号	令和7年度陸前高田市一般会計補正予算（第2号）
議 案 第 9 号	令和7年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

番 号	件 名
議 案 第 10 号	令和 7 年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 11 号	令和 7 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 12 号	令和 7 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第1号

令和6年度陸前高田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
2 総務費	1 総務管理費	総務管理事務費	円 350,000	円 350,000	円 -	-	円 -	円 350,000
2 総務費	1 総務管理費	がんばる起業 者育成支援事業費	1,500,000	1,500,000	-	繰入金	1,500,000	-
2 総務費	1 総務管理費	体育交流施設 管理運営事業費	2,046,000	2,046,000	-	-	-	2,046,000
2 総務費	1 総務管理費	防災課管理事業費	23,345,000	23,345,000	-	国庫支出金	9,155,000	14,190,000
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線等 施設整備事業費	8,237,000	8,237,000	-	国庫支出金	4,118,000	4,119,000
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍住民基本 台帳事務費	4,435,000	4,435,000	-	国庫支出金	4,435,000	-
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯 物価高騰対策緊急 支援給付金事業費	16,500,000	4,500,000	-	国庫支出金	4,500,000	-
4 衛生費	1 保健衛生費	斎苑維持管理事業費	95,000,000	95,000,000	-	繰入金	95,000,000	-
4 衛生費	2 清掃費	不燃物処理事業費	12,116,000	10,001,000	-	-	-	10,001,000
6 農水産業 林業費	1 農業費	振興作物推進事業費	2,545,000	570,000	-	繰入金	570,000	-
6 農水産業 林業費	1 農業費	農業用施設 維持改修事業費	68,200,000	68,200,000	-	県支出金 市債	3,000,000 65,200,000	-

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
			円	円	円	円	円	円
6 農林水産業費	2 林業費	林道管理事業費	148,503,000	148,187,000	-	県支出金 繰入金 市債	55,489,000 7,031,000 50,000,000	35,667,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対策 地域経済活性化 支援事業費	145,960,000	14,596,000	-	-	-	14,596,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道改良舗装事業費	562,300,000	541,740,000	-	国庫支出金 繰入金 市債	315,812,000 6,660,000 217,000,000	2,268,000
8 土木費	3 河川費	河川改修事業費	39,474,000	23,060,000	-	市債	21,800,000	1,260,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅 維持管理事業費	37,286,000	26,888,000	-	繰入金	26,888,000	-
10 教育費	2 小学校費	小学校改修事業費	329,039,000	329,039,000	-	国庫支出金 繰入金	49,776,000 279,263,000	-
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林業施設単独 災害復旧事業費	20,000,000	11,000,000	-	市債	7,100,000	3,900,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設単独 災害復旧事業費	22,500,000	11,200,000	-	市債	11,200,000	-
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁単独 災害復旧事業費	56,000,000	52,630,000	-	市債	36,200,000	16,430,000
合 計			1,595,336,000	1,376,524,000	-	国庫支出金 県支出金 繰入金 市債	387,796,000 58,489,000 416,912,000 408,500,000	104,827,000

令和7年6月12日提出

報告第2号

令和6年度陸前高田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出 行為 担額	左の 内 訳		支出 担行 為額	翌年 繰越 額	左の財源内訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般 財源		
6 農林 水産業費	1 農業費	農業用施設 維持管理費	円 60,000,000	円 29,500,000	円 30,500,000	円 -	円 30,500,000	円 -	市債	円 30,500,000	円 -	資材納入の遅れにより出来高予定まで達することができず、支出に至らなかったため。
合 計			60,000,000	29,500,000	30,500,000	-	30,500,000	-	市債	30,500,000	-	

令和7年6月12日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

令和 6 年度陸前高田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳						不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の 購 入 限 度 額	説 明
						国 庫 補助金	一般会計 補 助 金	企業債	負担金	補償金	損益勘定 留保資金			
1 水 道 事 業 資本的支出	1 建 設 改 良 費	佐 野 ポ ン プ 場 新 築 工 事	円 148,000,000	円 -	円 148,000,000	円 -	円 30,500,000	円 62,900,000	円 -	円 -	円 54,600,000	円 0	円 -	資材納入に遅れが生じたことにより、出来高が予定に満たなかったため。
合 計			148,000,000	-	148,000,000	-	30,500,000	62,900,000	-	-	54,600,000	0	-	

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

報告第 4 号

令和 6 年度陸前高田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳						不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の 購 入 限 度 額	説 明
						国 庫 補助金	一般会計 補助金	企業債	負担金	補償金	損益勘定 留保資金			
公共下水道 事業資本的支出 1 事	建設改良費 1 設	浄化センター 耐震診断事業	円 67,000,000	円 -	円 51,990,000	円 25,995,000	円 -	円 25,900,000	円 -	円 -	円 95,000	円 15,010,000	円 -	詳細な耐震診断を行う べき箇所が新たに判明 したことから、年度内 に完了することが困難 となったため
合 計			67,000,000	-	51,990,000	25,995,000	-	25,900,000	-	-	95,000	15,010,000	-	

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

議案第 2 号

陸前高田市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

陸前高田市市税条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 1 4 号）を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市専決第2号

専 決 処 分 書

陸前高田市市税条例について、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしなければならないが、同条例の施行上急施を要し、議会を招集して議決を求める暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、陸前高田市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市市税条例の一部を改正する条例

陸前高田市市税条例（昭和３０年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（公示送達） 第１９条 法第２０条の２の規定による公示送達 は、 陸前高田市公告式 条例（昭和３０年条例第３号）第２条に規定す る掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> （納税証明事項） 第１９条の２ 地方税法施行規則（昭和２９年総 理府令第２３号。以下「施行規則」という。） 第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送 車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条 第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の 小型自動車について天災その他やむを得ない事 由により種別割を滞納している場合において、 その旨とする。 （所得控除） 第３５条の２ 所得割の納税義務者が法第３１４ 条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合には、同条第１項及び第３項から第 １１項までの規定により雑損控除額、医療費控 除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛 金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除 額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特 別控除額又は扶養控除額 を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下 である所得割の納税義務者については同条第２ 項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除 額をそれぞれその者の前年の所得について算定 した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金 額から控除する。 （市民税の申告） 第３８条の２ 第２６条第１項第１号に掲げる者 は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様 式（別表）による申告書を市長に提出しなけれ	（公示送達） 第１９条 法第２０条の２の規定による公示送達 は、<u>公示事項（同条第２項に規定する公示事項 をいう。以下この条において同じ。）を地方税 法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以 下「施行規則」という。）第１条の８第１項に 規定する方法により不特定多数の者が閲覧する ことができる状態に置く措置をとるとともに、 公示事項が記載された書面を陸前高田市公告式 条例（昭和３０年条例第３号）第２条に規定す る掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所 に設置した電子計算機の映像面に表示したもの の閲覧をすることができる状態に置く措置をと ることによってするものとする。</u></u> （納税証明事項） 第１９条の２ <u>施行規則</u> 第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送 車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条 第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の 小型自動車について天災その他やむを得ない事 由により種別割を滞納している場合において、 その旨とする。 （所得控除） 第３５条の２ 所得割の納税義務者が法第３１４ 条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合には、同条第１項及び第３項から第 １１項までの規定により雑損控除額、医療費控 除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛 金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除 額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特 別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u> を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下 である所得割の納税義務者については同条第２ 項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除 額をそれぞれその者の前年の所得について算定 した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金 額から控除する。 （市民税の申告） 第３８条の２ 第２６条第１項第１号に掲げる者 は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様 式（別表）による申告書を市長に提出しなけれ

ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 、、（略）

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第38条の3の2第1項第3号及び第38条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 、、（略）

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第38条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 、、（略）

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 、、（略）

2～6 、、（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第38条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。） _____

_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 、、（略）

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 、、（略）

2～5 、、（略）

（固定資産税の減免等）

第70条 、、（略）

2 、、（略）

第38条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 、、（略）

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 、、（略）

2～6 、、（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第38条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 、、（略）

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 、、（略）

2～5 、、（略）

（固定資産税の減免等）

第70条 、、（略）

2 、、（略）

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(種別割の税率)

第80条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ \ \ \ (略)

(2)及び(3) \ \ \ (略)

(種別割の減免)

第86条の2 \ \ \ (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) \ \ \ (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) \ \ \ (略)

3 \ \ \ (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第87条 \ \ \ (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあって

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(種別割の税率)

第80条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ \ \ \ (略)

(2)及び(3) \ \ \ (略)

(種別割の減免)

第86条の2 \ \ \ (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) \ \ \ (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第80条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) \ \ \ (略)

3 \ \ \ (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第87条 \ \ \ (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあって

は、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）

を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 、、、(略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 、、、(略)

3及び4 、、、(略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 、、、(略)

2～22 、、、(略)

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27及び28 、、、(略)

は、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 、、、(略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 、、、(略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4及び5 、、、(略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 、、、(略)

2～22 、、、(略)

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27及び28 、、、(略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 \ \ \ (略)
2～13 \ \ \ (略)

14 及び 15 \ \ \ 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 \ \ \ (略)
2～13 \ \ \ (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 及び 16 \ \ \ 略
(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第26条 令和8年4月1日以後に第89条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第89条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第90条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第91条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第89条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつ

	<u>て紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法</u> <u>２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９０条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（１）第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（２）第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９０条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１）第３５条の２、第３８条の２第１項ただし書、第３８条の３の２第１項第３号及び第３８条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日
- （２）附則第２６条及び附則第５条の規定 令和８年４月１日
- （３）第１９条及び第１９条の２の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第19条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第35条の2及び第38条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第38条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第38条の3の2第1項第3号及び第38条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第38条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第38条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第38条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第38条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第38条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第38条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第38条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例

による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第80条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第26条に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、市税条例第89条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第91条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第26条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 市税条例第91条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第26条に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第26条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 3 号

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 15 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 12 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市専決第 3 号

専 決 処 分 書

陸前高田市国民健康保険税条例について、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をしなければならないが、同条例の施行上急施を要し、議会を招集して議決を求める暇がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（課税額） 第2条 、、、（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 、、、（略） （減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 、、、（略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世	（課税額） 第2条 、、、（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は<u>26万円</u>とする。 4 、、、（略） （減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 、、、（略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世

帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ \ \ \ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ \ \ \ （略） 2及び3 \ \ \ （略）	帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ \ \ \ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ \ \ \ （略） 2及び3 \ \ \ （略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の陸前高田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第４号

財産の取得について

財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１０号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１ 取得する目的

救急の用に供するため

２ 取得する財産

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 名 称 | 高規格救急自動車 |
| (2) 財 産 の 配 備 | 陸前高田市消防本部 |
| (3) 種 別 | 備品 |
| (4) 数 量 | １台 |
| (5) 取得予定価格 | ２６，２９０，０００円 |

３ 取得の方法

買入れ

令和７年６月１２日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

高規格救急自動車を買入れようとして提案するものである。

議案第 5 号

陸前高田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

陸前高田市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定する郵便局の名称

矢作郵便局

広田郵便局

2 指定する郵便局取扱事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定する郵便局取扱事務を取り扱う期間

令和 7 年 11 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、期間満了の 3 か月前までに、陸前高田市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間をさらに 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

令和 7 年 6 月 12 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

個人番号カード用電子証明書の更新等事務を取り扱う郵便局として、矢作郵便局及び広田郵便局を指定しようとして提案するものである。

議案第 6 号

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 43 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 12 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システム標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を実装するために所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１９条第１項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務及び特定個人番号利用事務とする。</u>	（個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、<u>別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は陸前高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。</u>
２ 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 （特定個人情報の提供） 第５条 法第１９条第１１号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、<u>市の執行機関が市の他の執行機関（以下この条において「情報提供機関」という。）に対し、特定個人番号利用事務（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を市の執行機関が行うこととされている場合にあっては、当該事務を含む。）を処理するために必要な限度で利用特定個人情報（法令の規定により利用特定個人情報の利用又は提供に供する事務の全部又は一部を行うこととされている場合にあっては、当該利用特定個人情報を含む。）の提供を求めた場合において、情報提供機関がその求めのあった特定個人情報（法令の規定により情報提供機関が保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）を提供する場合とする。</u>	２ 別表第２の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 （特定個人情報の提供） 第５条 法第１９条第１１号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、<u>別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u> ２ 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の

情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第 1 として次のように定める。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて行う生活に困窮した外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 として次のように定める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮した外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて行う生活に困窮した外国人の保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 3 として次のように定める。

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例（昭和 48 年条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 12 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

県の子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例（昭和４８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 、、、（略） (3) 重度心身障がい者 <u>アからエまでのいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいう。</u> ア 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が１級又は２級の<u>もの</u> イ～エ 、、、（略） (4)～(8) 、、、（略）	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 、、、（略） (3) 重度心身障がい者 <u>アからオまでのいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいう。</u> ア 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が１級又は２級に該当する<u>もの</u> イ～エ 、、、（略） <u>オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第１項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が１級に該当するもの</u> (4)～(8) 、、、（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和７年８月１日から施行する。